

国立大学法人大分大学建設コンサルタント選定委員会細則

平成21年4月1日制定

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、建設工事に係る調査・設計等の業務を建設コンサルタント等に発注する場合において、適正を期するために必要な事項を審議することを目的として、国立大学法人大分大学建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
- (2) 技術提案書の提出者の選定
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準の決定
- (4) 技術提案書の特定

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
 - (2) 学内外の学識経験者等 3人
 - (3) 施設企画課長
 - (4) 施設管理課長
 - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公平な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、委員長が依頼するものとする。
- 3 第1項第5号の委員は、建設工事に係る調査・設計等の業務を建設コンサルタント等に発注する場合において、事案ごとに、委員長が任命するものとする。

(任期)

第4条 第3条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 前条第1項第5号の委員の任期は、同条第3項の事案が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年細則第11号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学建設コンサルタント選定委員会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年細則第48号）

この細則は、平成21年12月8日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学建設コンサルタント委員会細則の規定は、同年10月29日から適用する。